

表 1

(表：介護報酬の解釈 1 (令和 3 年 4 月版) P550)

介護度	例外給付対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ (利用が想定される状態像)	認定調査の結果
要支援1 要支援2 要介護1	ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
		(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7【歩行】 「3できない」
		(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
	イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
		(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4【起き上がり】 「3できない」
		(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3【寝返り】 「3できない」
	ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3【寝返り】 「3できない」
	エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
		(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1【意志の伝達】 「1調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2【毎日の日課を理解】 基本調査3-3【生年月日をいう】 基本調査3-4【短期記憶】 基本調査3-5【自分の名前をいう】 基本調査3-6【今の季節を理解】 基本調査3-7【場所の理解】 のいずれか「2できない」 又は 基本調査3-8【徘徊】 基本調査3-9【外出して戻れない】 基本調査4-1【被害的】 基本調査4-2【作話】 基本調査4-3【感情が不安定】 基本調査4-4【昼夜逆転】 基本調査4-5【同じ話をする】 基本調査4-6【大声を出す】 基本調査4-7【介護に抵抗】 基本調査4-8【落ち着きなし】 基本調査4-9【一人で出たがる】 基本調査4-10【収集癖】 基本調査4-11【モノや衣類を壊す】 基本調査4-12【ひどい物忘れ】 基本調査4-13【独り言・独り笑い】 基本調査4-14【自分勝手に行動する】 基本調査4-15【話がまとまらない】 のいずれか「1ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2【移動】 「4全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者		
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8【立ち上がり】 「3できない」	
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1【移乗】 「3一部介助」「4全介助」	
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—	
要介護2 要介護3	カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
		(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6【排便】 「4全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1【移乗】 「4全介助」	